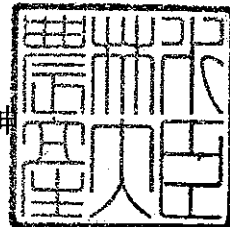




17消安第66号  
平成17年4月11日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第14条第1項（旧法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造（輸入）の承認をすること。
  - (1) 豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン（日生研ARBP混合不活化ワクチンME）
  - (2) オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
  
- 2 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第8条第5項の規定により、同法第2条による改正後の薬事法第14条の承認とみなされる旧法第23条において準用する旧法第14条の承認に係る次の動物用医薬品について、薬事法第14条の4第1項の規定に基づき、再審査をすること。
  - (1) セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）



大

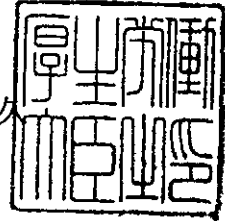
厚生労働省発食安第0411001号

平成17年4月11日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

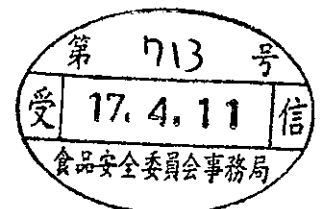
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成17年4月11日17消安第67号及び17消安第68号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成17年4月11日17消安第66号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合  
（油性アジュバント加）ワクチン



# 大

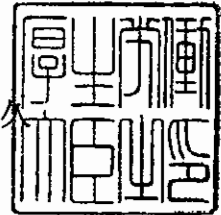
厚生労働省発食安第0411002号

平成17年4月11日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



## 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成17年4月11日17消安第67号及び17消安第68号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成17年4月11日17消安第66号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

## 記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

オルビフロキサシン

